



アクサダイレクト

redefining / standards

お客さまの心を  
信頼と安心で結びます。

大切なことからご説明しております。  
必ず中をご確認ください。

アクサダイレクトの  
**入院手術保険**

**重要事項説明書**

平成21年4月1日以降  
保険始期日のご契約用



## ごあいさつ

この「重要事項説明書」は、「アクサダイレクトの入院手術保険」の保障内容やご契約にあたっての特に大切なことがらを説明したものです。ご契約に際しては、必ずご一読いただき、よくご確認のうえご契約いただきますようお願い申し上げます。また、ご契約後は、お届けします「保険証券」および「普通保険約款／特約条項」とともに大切に保管いただきますようお願いいたします。

## ご契約に際しての重要事項

■契約概要	3～6
■注意喚起情報	7～10

## ご契約のしおり

■主な保険用語のご説明	12
-------------	----

## ■アクサダイレクトからのお知らせとお願い

①契約申込書・告知書・意向確認書のご記入などについて	13～14
②クーリング・オフ制度について	14
③保険証券について	14
④当社からのご契約確認について	14
⑤各種変更手続きなどについて	15
⑥プライバシーポリシー	15～17
⑦セールスポリシー	18

## ■入院手術保険の保障内容について

①入院手術保険の特長としくみ	18～19
②入院手術保険の保障内容	20～25
③保障（責任）の開始について	26
④保険契約内容の変更などについて	26
⑤特約について	26～28

## ■ご契約に際して

①健康状態などの告知義務について	29～30
②保険料の払込みについて	30～31
③保険金などをお支払いできない場合	31
④解約と解約返れい金について	32
⑤保険金などのお支払事由に該当された場合	33
⑥その他	33

この冊子は、次の二部構成となっています。

## ■ご契約に際しての重要事項

ご契約までに必ずご確認ください重要な事項をまとめたものです。この保険の「ご契約に際しての重要事項」は、＜契約概要＞と＜注意喚起情報＞から成り立っています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。詳細につきましては「ご契約のしおり」、「普通保険約款／特約条項」でご確認ください。

## ■ご契約のしおり

「普通保険約款／特約条項」に記載されている保険商品の内容に加えて、ご契約に際しての重要事項、諸手続きなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明したものです。

## ご契約に際しての重要事項

## 契 約 概 要

## ご契約の概要について

ご契約に際し特にご理解いただきたい事項を記載しています。お申込み前に、この「契約概要 —ご契約の概要について—」および「注意喚起情報 —ご契約の際にご注意いただきたい事項—」を必ずご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、ご契約いただきますようお願いいたします。



## 契約概要

この「契約概要—ご契約の概要について—」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり」「普通保険約款／特約条項」の内容を十分にご確認いただくことをあわせてお願いいたします。

## [1] 商品のしくみについて

### ■この保険商品の正式名称：入院手術保険

（「アクサダイレクトの入院手術保険」は、入院手術保険に先進医療特約を付帯した商品です。）

■特徴：病気やケガによる治療を目的とする入院または手術の際の保障が確保できる商品です。

### ■仕組み図【入院保険金日額 5,000円の場合】

ご契約

特約の有無・種類は、別紙パンフレットを参照してください。

疾病入院保険金 1日につき 5,000円  
 傷害入院保険金 1日につき 5,000円  
 手術保険金 1回につき 50,000円  
 無事故戻し金 1回につき 5,000円

一生保障

先進医療保険金 技術料に応じて100,000円～6,100,000円  
 (20,000円×5～20,000円×305倍)

▶ 80歳まで保障

## [2] 保障内容について

### 1. 保険金等

保険金などの種類	保険金などをお支払いする場合	保険金などをお支払いできない主な場合(注1)
疾病入院保険金	被保険者が疾病を被ったことを直接の原因として、治療を目的として入院した場合、以下を限度としてお支払いいたします。 ・1回の入院につき60日まで、通算1,095日まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始日前に発病した疾病による場合。</li> <li>・治療目的以外の検査・美容・正常分娩・不妊手術等のための入院。</li> <li>・1回の入院につき、左記限度日数を超えた場合、その日数分。</li> <li>・なお、同一の疾病(これと因果関係がある疾病を含みます。)により180日以内に2回以上入院した場合は、各々の入院日数を合算し、お支払い限度日数(60日)に含めて取り扱いします。</li> <li>・傷害入院保険金と疾病入院保険金は重複してのお支払いはいたしません。</li> <li>・頸部症候群いわゆる「むちうち症」または腰痛で他覚症状のない場合。</li> </ul>
傷害入院保険金	被保険者が傷害を被ったことを直接の原因として、治療を目的として入院した場合、以下を限度としてお支払いいたします。 ・1回の入院につき60日まで、通算1,095日まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始日前に発生した事故その他の外因による場合。</li> <li>・1回の入院につき、左記限度日数を超えた場合、その日数分。</li> <li>・なお、同一の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、各々の入院日数を合算し、お支払い限度日数(60日)に含めて取り扱いします。</li> <li>・傷害入院保険金と疾病入院保険金は重複してのお支払いはいたしません。</li> <li>・法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故による場合。</li> <li>・頸部症候群いわゆる「むちうち症」または腰痛で他覚症状のない場合。</li> </ul>
手術保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療を目的として手術を行った場合にお支払いいたします。(公的医療保険制度により認められた医科手術に限ります。)</li> <li>・一部の手術(60日に1回限度)を除き、回数無制限で保障いたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始日前に発病した疾病、および責任開始日前に発生した事故その他の外因による場合。</li> <li>・治療目的以外の検査・美容・正常分娩・不妊手術等のための手術。</li> <li>・歯科手術、公的医療保険制度の適用対象外の手術(いわゆる自由診療)による手術。</li> <li>・頸部症候群いわゆる「むちうち症」または腰痛で他覚症状のない場合(原因を問いません)。</li> </ul>
無事故戻し金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年ごとの無事故判定期間中に入院保険金、手術保険金のお支払事由に該当がなかった場合にお支払いいたします。</li> <li>・保険料払込期間満了まで保障いたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無事故判定期間中の保険料が払い込まれていない場合。</li> <li>・無事故判定期間の満了日において保険料払込免除(特約を含む)となっている場合。</li> </ul>
先進医療保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の先進医療(注2)による療養を受けた場合は、先進医療に係る技術料に応じて、特約基本金額(20,000円)の5～305倍をお支払いいたします。</li> <li>・お支払いする保険金は、この保険契約を通算して700倍をもって限度とします。</li> </ul>	療養を受けた日現在、先進医療の対象となっていない場合など。

### 2. 保険料払込の免除

保険料払込の免除事由	保険料払込を免除する場合	保険料払込を免除しない場合(注1)
所定の障害状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気や不慮の事故により所定の障害状態(注3)に該当された場合、以後の保険料のお払込みを免除いたします。</li> <li>・保険料払込期間満了まで保障いたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始日前に発病した疾病、および責任開始日前に発生した事故その他の外因による場合。</li> </ul>

# ご契約に際しての重要事項

- (注1) その他、故意・犯罪・飲酒・薬物等の利用による場合や、地震・噴火・津波、核燃料物質による事故、戦争・内乱等の治安維持上重大な事態により生じた場合などは保険金のお支払いや保険料払込の免除はできません。詳しくは「ご契約のしおり」「普通保険約款」をご確認ください。
- (注2) 所定の先進医療とは、健康保険法第63条第2項第3号に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養のうち先進的な医療技術をいいます。詳しくは「ご契約のしおり」「特約条項」をご確認ください。
- (注3) 対象となる所定の障害状態については、詳しくは「ご契約のしおり」「普通保険約款」をご確認ください。

## 【3】付帯できる特約とその概要

ご契約時に任意で「がん保険料免除特約」を付帯することができます。

特約の種類	保険料払込を免除する場合	保険料払込を免除しない場合
がん保険料免除特約	責任開始日からその日を含めて91日以後に悪性新生物(がん)(注4)と医師によって診断確定された場合、以後に到来する払込期日の保険料を免除いたします。	・初めて悪性新生物(がん)と医師によって診断確定された日が責任開始日よりその日を含めて90日以内の場合。 ・上皮内がん、および悪性黒色腫以外の皮膚がんと診断確定された場合。

(注4) 上皮内がん、および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。

## 【4】保険期間（保険のご契約期間）

「入院手術保険〈終身型〉」は一生（終身）、「先進医療特約」は80歳（被保険者の80歳誕生日以降、最初に到来する年単位の始期応当日の前日）まで保障します。なお、被保険者が死亡したときは、そのときに保険期間が終わります。

## 【5】引受条件（保険金額等）について

「アクサダイレクトの入院手術保険」は入院時の1日あたりのお支払額である「入院保険金日額」を、「5,000円」「7,000円」「10,000円」の3つからお選びいただけます。

お引受け可能な被保険者の年齢は、保険料払込期間により、右の通りとなります。

(注5) 先進医療特約の保険料払込期間は、100歳払込の場合は80歳払込、55歳払込の場合は55歳払込となります。

	保険料払込期間(注5)	ご契約時年齢
a	100歳払込	満20歳～満65歳
b	100歳払込 (55歳以降保険料半額)	満20歳～満50歳
c	55歳払込	満20歳～満50歳

## 【6】保険料について

保険料はご契約日現在の満年齢(契約年齢)をもとに、「入院保険金日額」・「保険料払込期間」・「がん保険料免除特約の付帯の有無」により決まります。詳しくはパンフレットまたはホームページの「保険料表(保険料試算画面)」等にてご確認ください。

## 【7】保険料の払込・支払方法、および払込期間について

### ◆保険料の払込・支払方法について

保険料は毎月お払込みいただく「月払」にて、口座振替・クレジットカード払いによりお払込みいただけます。なお、インターネットからお申込みいただく場合は、クレジットカード払いのみとなります。

### ◆保険料払込期間について

「100歳払込」・「100歳払込(55歳以降保険料半額)」・「55歳払込」の3通りからお選びいただけます。

## 【8】 保険料の初年度キャッシュバックについて

次のキャッシュバック適用契約を対象に、一定の条件を満たされた場合には、初年度に限り、保険始期日より13ヶ月目に月払保険料の1ヵ月分（上限3,000円）をキャッシュバックいたします。一定の条件については以下の（お支払い条件）をご確認ください。

### ◆初年度インターネットキャッシュバック

当社の所定のインターネット上のホームページを通じてお申し込みされご契約が成立した場合、キャッシュバックいたします。

### ◆初年度自動車保険契約者キャッシュバック

「アクサダイレクトの入院手術保険」にお申し込みされた時点（申込日）で、同一のご契約者により「アクサダイレクトの自動車保険」にご加入中またはご契約が成立されている場合、キャッシュバックいたします。

### （お支払い条件）

- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で有効契約であること。（失効・無効となった場合、解約・解除された場合は対象となりません。）
- ・入院手術保険の契約初年度（12ヵ月分）の月払保険料がすべて払い込まれていること。
- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で入院保険金日額の減額および契約時に付帯されている特約の解約がなされていないこと。
- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で保険料払込の免除となっていないこと。

## 【9】 契約者配当金・解約返れい金・死亡保険金について

### ◆契約者配当金について

この商品に契約者配当金はありません。

### ◆解約返れい金・死亡保険金について

入院手術保険（各特約を含みます。）の解約返れい金・死亡保険金はありません。ただし、入院手術保険の保険料払込期間経過後（保険料払込期間満了の日までの保険料が全額払い込まれていることを要します。）の保険期間中に解約された場合、入院保険金日額<sup>(注)</sup>の10倍を解約返れい金としてお支払いします。

(注) 保険期間の途中で、入院保険金日額を減額された場合は、減額後の入院保険金日額が適用されます。

## 【10】 相談、苦情、連絡等の窓口について

### ①当社へのご相談・苦情等

お客様相談室：0120-449-669（受付時間 月～金9：00～17：00）

### ②契約概要に関する当社へのお問合せ

ご契約者様専用受付：0120-937-875（受付時間：9：00～18：00 土・日・祝日も営業）

当社でご契約を検討中のお客様専用受付：0120-937-944（受付時間：9：00～18：00 土・日・祝日も営業）

### ③保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会事務局にご連絡いただくこともできます。

外国損害保険協会：03-5425-7854 受付時間 平日／9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

## ご契約に際しての重要事項

# 注意喚起情報

### — ご契約の際にご注意いただきたい事項 —

ご契約に際し特にご注意いただきたい事項を記載しています。お申込み前に、この「注意喚起情報 —ご契約の際にご注意いただきたい事項—」および「契約概要 —ご契約の概要について—」を必ずご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、ご契約いただきますようお願いいたします。

#### 注意喚起情報

この「注意喚起情報—ご契約の際にご注意いただきたい事項—」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり」「普通保険約款／特約条項」の内容を十分にご確認いただくことをあわせてお願いいたします。

## 【1】クーリング・オフ制度について

ご契約者は入院手術保険のお申込み後であっても、保険証券を初めてお受け取りになった日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により保険契約の撤回または解除をすることができます。

クーリング・オフを希望される場合には、必ず郵便（封書またはハガキ）により前述の期間内（8日以内の消印有効）に、当社までお申し出ください。

また、郵便にはクーリング・オフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所、電話番号、保険証券番号をご記入ください。

クーリング・オフをされた場合、すでにお払込みになった保険料はお返しいたします。ただし、ご契約を解除される場合は、ご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。

## 【2】契約締結時における主な注意事項

### (1) 申込書・告知書の記載にあたっての注意点

ご契約者・被保険者には契約上重要な事項について、ありのままを正しく告知していただく義務（告知義務）があります。

ご契約のお申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、ご職業などの告知事項を「告知書」にておたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引受できるかどうか、決めさせていただいております。他のご契約者との公平性を保つため、告知いただいた内容によってはご契約をお断りすることがあります。

また、他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお伺いするものです。

告知していただいた内容が事実と違った場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合、既に払込まれた保険料は返還いたしません。

また、告知いただいた内容によっては当社の担当者または当社が委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

### (2) お申込み内容のご検討にあたっての注意点

ご契約のお申込後、保険金額の増額、及び「保険料払込期間」の変更（延長・短縮・払済保険への変更）はできません。また、お申込後に「がん保険料免除特約」を途中で付帯することはできません。よくご検討いただいた上でお申し出いただくようお願いいたします。

## 【3】保障を開始する時期（責任の始期）について

保険責任は、保険証券に記載された保険期間の始期（保険始期日）の午前0時に始まります。

ただし、「がん保険料免除特約」については、保険始期日（または復活日）から91日以後に保険料払込免除事由が生じた場合から、保険料の払込みを免除します。保険始期日（または復活日）から90日以内に保険料払込の免除事由が生じた場合は、この特約は保険始期日（または復活日）に遡り無効とし、それまでに払込まれた保険料の全額をご契約者に返還します。

## 【4】保険金をお支払いできない、および保険料払込の免除をしない主な場合について

保険金をお支払いできない主な場合、および保険料払込の免除をできない主な場合は次のとおりです。なお、免責事由の詳細は「ご契約のしおり」「普通保険約款」に記載されておりますので、ご参照ください。

・故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、刑の執行による場合

## ご契約に際しての重要事項

- ・法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故による場合
- ・精神障害または泥酔の状態を原因とする場合
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、アルコール依存、薬物依存等の使用による場合
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合
- ・戦争、外国の武力行使、内乱等の治安維持上重大な事態による場合
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性による事故の場合
- ・上記以外の放射線照射または放射能汚染（傷害または疾病の治療の場合を除きます。）の場合
- ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のない場合
- ・被保険者に告知義務違反があった場合
- ・ご契約が詐欺行為により無効となった場合
- ・ご契約時または復活の際に、ご契約者が保険金支払事由または保険料払込の免除事由をすでに知っていた場合
- ・ご契約が失効となった場合（月払保険料の振替不能による失効を含みます。）

### [5] 保険料のお払い込みについて

#### (保険料の払込期日・払込猶予期間)

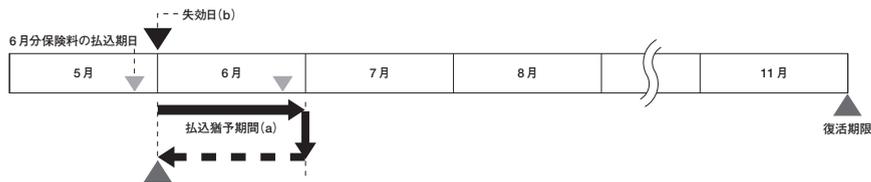
第2回目以降の毎月の保険料はお申込み時に選択された払込方法（口座振替/クレジットカード払）により、保険証券に記載された払込期日までにお払い込みいただきます。払込期日までにお払い込みいただけなかった（保険料の振替が不能となったことにより等）場合は、翌月末日までを払込猶予期間とし、翌月にお払い込みいただきます。

#### (保険契約の失効)

払込猶予期間中（下図(a)）に払い込まれなかった場合には、保険契約は当該払込期日の翌月初日（下図(b)）から効力を失います（保険契約の失効）。この場合、当該払込期日の翌月初日以後に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いいたしません。また、保険料払込の免除事由に対しても、保険料払込の免除をいたしません。

#### (保険契約の復活)

ご契約が失効した場合でも、失効した日から6ヵ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。（ただし、すでに解約の請求があった場合を除きます。）



### [6] ご解約、解約返れい金・死亡保険金について

ご契約を解約される場合には、当社へご連絡ください。

この保険には、解約返れい金・死亡保険金はございません。ただし、入院手術保険の保険料払込期間経過後（保険料払込期間満了の日までの保険料が全額払い込まれていることを要します。）の保険期間中に解約された場合、入院保険金日額（注）の10倍を解約返れい金としてお支払いします。

（注）保険期間の途中で、入院保険金日額を減額された場合は、減額後の入院保険金日額が適用されます。

## 【7】無事故戻し金について

- ・保険料払込期間中において、保険始期日からその後の1年ごとの年単位の始期応当日において、入院保険金および手術保険金の支払事由が生じなかった場合、入院保険金日額と同額を無事故戻し金としてご契約者にお支払いいたします。
- ・無事故判定期間の満了日現在において、保険料が全額支払われていない場合、保険料払込の免除となっている場合には無事故戻し金はお支払いできません。
- ・無事故戻し金を支払った後に、当社が支払うべき保険金の請求があり、支払い事由に該当した場合には、無事故戻し金を差し引いて保険金をお支払いいたします。

## 【8】保険金等を請求できない特別な事情がある場合について

被保険者が保険金等（保険金、または保険料払込の免除）を請求できない特別な事情があるときは、以下のいずれかの者がその事情を示す書類その他当社が定める書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金等の請求をすることができます。

ただし、被保険者に法定代理人がいる場合または被保険者が第三者に保険金等の請求を委任している場合は、その者を代理人とします。

- (1) 被保険者と同居し、または生計を共にする戸籍上の配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居し、または生計を共にする3親等以内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等以内の親族

## 【9】契約締結後の主な注意事項

ご契約者の住所またはご連絡先が変更された場合には、当社までご連絡ください。

## 【10】法令等の改正に伴うご契約内容の変更について

健康保険法などの法令等の変更によりこの保険契約の条項を変更する必要性が生じたときは、主務官庁の認可を得て、この契約の契約内容（特約を含みます。）を変更することがあります。

## 【11】損害保険契約者保護機構について

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金や解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・損害保険契約者保護機構は、損害保険会社が経営破綻した場合に破綻損害保険会社のお客さま（ご契約者）を保護する目的で、保険業法に基づき設立された法人です。
- ・当社もこの保護機構に加入しており、当社が経営破綻した場合は、ご案内の「入院手術保険契約」において、当社とのご契約による保険金、無事故戻し金、解約返れい金等の90%がこの保護機構により補償されています。ただし、経営が破綻した時点で保険料などの算出の基礎となる予定利率が金融庁・財務省の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合には、上記にかかわらず、損害保険契約者保護機構による保険金なども補償割合は90%を下回ることがあります。

## 【12】相談、苦情、連絡等の窓口について

- ①当社へのご相談・苦情等  
お客様相談室：0120-449-669（受付時間 月～金9：00～17：00）
- ②注意喚起情報に関する当社へのお問合せ  
・ご契約者様専用受付：0120-937-875（受付時間：9：00～18：00 土・日・祝日も営業）  
・当社でご契約を検討中のお客様専用受付：0120-937-944（受付時間9：00～18：00 土・日・祝日も営業）
- ③保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会事務局にご連絡いただくこともできます。  
外国損害保険協会：03-5425-7854 受付時間 平日／9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

ご契約のしおり

# ご契約のしおり

- 主な保険用語のご説明
- アクサダイレクトからのお知らせとお願い
- 入院手術保険の保障内容について
- ご契約に際して

## 主な保険用語のご説明（入院手術保険）

	保険用語	ご説明	
か	解約返れい金	保険契約を解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことです。アクサダイレクトの入院手術保険では保険料払込期間中の解約返れい金はありません。	
け	契約年齢	保険始期日における被保険者の年齢（満年齢）をいいます。	
	契約者	保険契約をお申し込みになり、ご契約の権利（ご契約内容の変更などの請求権）と義務（保険料の払込義務など）をもつ人のことをいいます。	
こ	告知義務と告知義務違反	保険契約の締結の際に、被保険者が保険会社に対して過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、職業などについて告知書の質問に事実をありのままに告げる義務（告知義務）のことをいいます。告知内容が事実と相違した場合には、告知義務違反となり保険契約を解除することがあります。	
し	始期応当日	保険始期日に相当する年単位、月単位の日のことをいいます。	
せ	責任開始日（保険始期日）	保障が開始される日をいいます。	
た	第1回保険料	保険契約のお申し込みのときに払い込んでいただく保険料のことをいい、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。	
つ	通知義務	保険契約後、ご契約時の通知先（住所）に変更が生じた場合に、ご契約者が保険会社に連絡しなければならない義務のことをいいます。	
と	特約（または特則）	基本となる保障（入院保険金、手術保険金、無事故戻し金など）の内容を拡大したり限定するなどの変更を加えるものです。アクサダイレクトの入院手術保険の場合、保障に関する特約として先進医療特約（基本保障とセット）とがん保険料免除特約（任意付帯）があります。	
は	払込期日	毎回（毎月）の保険料をお支払いいただく期日をいいます。	
	払込猶予期間	第2回以降保険料の払込みについて、払込期日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。	
ひ	被保険者	保険の保障を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。アクサダイレクトの入院手術保険では契約者ご本人の場合のみご契約のお引き受けをしております。	
	保険期間	ご契約による保障が有効な期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合のみ、保険会社から保険金の支払いが受けられます。保険料払込期間とは必ずしも一致しません。	
	保険金	被保険者が入院されたとき、または手術を受けられたときにお支払いするお金のことをいいます。	
	保険事故	保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然な事実をいいます。	
	保険証券	保険契約の成立後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成しご契約者に交付する書面のことです。	
	保険料	保険契約に関して、ご契約者が支払うお金のことをいいます。	
	ほ	保険料の払込方法	アクサダイレクトの入院手術保険の場合、保険料の払込方法は口座振替払い、クレジットカード払いがあります。また、保険料の払込みは毎月払のみの取り扱いになります。
		保険約款	保険約款とは、「保険契約の内容のとりかぎめを記載した」条文のことをいいます。保険の種目ごとに普通保険約款と特約条項があり、普通保険約款は、標準的なご契約条件を定めたもので、特約条項は、ご契約条件の内容を補充・変更・排除・追加するものです。
保険契約の失効		保険料の払込みがないまま、払込猶予期間が経過いたしますと契約の効力がなくなります。ご契約の効力を失った日以後の保険金のお支払い事由該当に対する保険金などは保障されません。	
保険契約の復活		保険契約が失効した場合、失効した日から6ヶ月以内であればもとに戻すことが出来ます。これを復活といいます。復活に際しては、健康状態の告知と失効期間中の保険料全額の払込みが必要になります。保険契約の復活手続後に保険会社が保障の責任を開始する日を復活日といいます。	
め	免責事由	保険事故に対して保険会社は保険金などを支払う義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。	

## アクサダイレクトからのお知らせとお願い

### ①契約申込書・告知書・意向確認書のご記入などについて

#### ■当社カスタマーサービスセンターを通じた「書面によるお申し込み」の場合

- ・ご契約の申込書・告知書・意向確認書をご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。お申し込みいただく内容は、保険会社との契約関係の取り決め、告知内容は健康状態などのお知らせ、意向確認書は意向に関する確認、ともに大切な事項ですので、「ご契約に際しての重要事項（契約概要、注意喚起情報）」をご確認いただいたうえ、ご記入いただきました内容について確認いただきますようお願いいたします。
- ・申込書へご記入の現住所（通信先）は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく（所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで）ご記入ください。
- ・「書面によるお申し込み」の場合は、「通信販売に関する特約」が自動付帯されます。

#### ■当社ホームページを通じた「インターネットによるお申し込み」の場合

- ・契約申込画面にしたがって、ご契約の申込内容・告知内容・意向確認内容をご契約者および被保険者ご自身でご入力ください。お申し込みいただく内容は、保険会社との契約関係の取り決め、告知内容は健康状態などのお知らせ、意向確認は意向に関する確認、ともに大切な事項ですので、「ご契約に際しての重要事項（契約概要、注意喚起情報）」をご確認いただいたうえ、ご入力いただきました内容について契約内容画面などを通じてご確認いただきますようお願いいたします。
- ・契約申込画面へご入力の現住所（通信先）は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく（所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで）ご入力ください。
- ・「インターネットによるお申し込み」の場合は、「インターネット等による通信販売に関する特約」が自動付帯されます。

#### ■契約締結時における契約申込書・告知書のご記入上のご注意いただきたい事項

- ご契約者や被保険者には、ご契約時に当社に重要な事項を申出いただく義務（告知義務）があります。契約申込書はご契約者ご自身が、告知書は被保険者ご自身が、ありのまま正確にご記入またはご入力ください。ご記入事項またはご入力事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金のお支払いや保険料払込の免除ができない場合がございます。
- 特に契約申込書上の以下の項目について、正確にご記入またはご入力ください。
  - ・被保険者の生年月日、契約年齢（契約年齢は保険始期日における満年齢です。）、性別
- 特に当社がお尋ねする以下の告知項目について、ありのまま正確にご記入またはご入力ください。
  - ・現在の健康状態、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、身体の障害状態、体格
  - ・ご職業
  - ・他の同種の保険（医療保険、がん保険など病気による入院に対し、保険金を支払う保険）のご加入状況
- 当社の損害保険募集人および取扱代理店は、告知受領権を有していません。したがって損害保険募集人および取扱代理店に口頭でお話されただけでは告知いただいたことになりません。
- 保険始期日からその日を含めて2年以内に限り、当社がお尋ねした現在の健康状態、過去の傷病歴などについて告知いただいた内容が事実と異なる場合には、ご契約を「告知義務違反」として解除することがあります。

当社がご契約を解除した場合には、たとえ保険金のお支払い事由が発生していても、お支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料払込みを免除することはできません。ただし、「保険金のお支払い事由または保険料払込の免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いし、または保険料の払込みを免除することがあります。

告知義務、告知義務違反については、「■ご契約に際して・①健康状態などの告知義務について」を必ずご確認ください。

## ②クーリング・オフ制度について

- ・アクサダイレクトの入院手術保険では、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約の撤回または解除を行うことができるクーリング・オフ制度を設けております。
- ・保険証券を初めてお受け取りになった日から、その日を含めて8日間がクーリング・オフの期限となります。お送りいただいた書面の消印日をお申し出日とさせていただきますので、記入例をご参考のうえ、8日以内に郵便(封書またはハガキ)にてご通知ください。ご契約の撤回が適用された場合、お払い込みいただきました保険料を返還します。
- ・すでに保険金をお支払いする保険事故が発生しているのを知らずにクーリング・オフのお申し出をなされた場合は、お申し出はなかったものとみなします。
- ・クーリング・オフをご希望される場合は、次の必要事項をご記入のうえ、必ず郵便(封書またはハガキ)にてご通知ください。電話・FAX・Eメールなどでのお申し出はできませんのでご注意ください。

下記の保険契約をクーリング・オフします。

〒

あぐさ たろう  
亜草 太郎

印 (必ず押印ください。)

TEL 03-\_\_\_\_-\_\_\_\_

証券番号 9999999999999999 (保険証券をご覧ください)

保険料振込口座

〇〇〇〇銀行 〇〇〇〇支店 普通 9999999

口座名義 亜草 太郎 様 (必ずご契約者様ご本人名義の銀行・信用金庫・組合の口座をご指定ください。)

〒134-8790

住所 東京都江戸川区西葛西 8-4-6

アクサ損害保険株式会社

東京センター 医療保険契約管理 行き

入院手術保険は長期にわたる保険契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。

## ③保険証券について

- ・ご契約が成立しますと、当社は保険証券をご契約者へ送付します。第1回保険料をお支払後、3週間経過しても保険証券が届かない場合は当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- ・記載された内容が、お申し込みの際のものとは違ってないかどうか、もう一度よくご確認ください。
- ・保険証券は、保険金請求などの手続きの際に必要なとなりますので大切に保管ください。

## ④当社からのご契約確認について

- ・ご契約のお申し込みの際、またはご契約成立後に、当社の担当者または当社の委託を受けたものがお申し込み内容や告知内容などについて、確認させていただく場合があります。

## ⑤ 各種変更手続きなどについて

次の場合には、当社カスタマーサービスセンターまで必ずご連絡ください。

- ・ 転居・町名変更などにより住所（通信先）を変更された場合（当社ホームページからの手続きも可能です。）
- ・ 改姓された場合
- ・ 保険証券を紛失された場合
- ・ 保険料の払込み方法を変更されたい場合（例 クレジットカード払いから口座振替払いへの変更）
- ・ 入院保険金日額の減額や付帯されている特約の解約をご希望される場合
- ・ その他ご不明な点やご質問がある場合

なお、以下のご契約内容の変更は取り扱っておりませんのでご了承ください。

- ・ ご契約者の変更
- ・ 保険料払込期間の変更
- ・ 入院保険金日額の増額および特約の中途付帯

「アクサダイレクトの入院手術保険」  
ご契約者様専用フリーコール  
0120-937-875  
(受付時間 9:00-18:00 土・日・祝日も営業)

## ⑥ プライバシーポリシー

当社はおお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」および関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁告示第67号）」ならびに外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱うとともに、正確性・機密性に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護のため、従業員の教育指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

### 1. 情報を収集・利用する目的

当社ではお客様とのお取引きを安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

- ・ 保険契約の見積、引受、維持、管理
- ・ 保険金、給付金の支払
- ・ 関連会社、提携会社を含めた各種商品・サービスの案内、提供、管理
- ・ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、各種調査
- ・ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・ その他保険事業に関連、付随する業務

### 2. 収集する情報の種類

当社では、お客様の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの他、保険契約の引受、維持、管理、保険金の支払、各種サービスのご提供にあたり必要な情報を収集しています。

### 3. 情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じたうえで、インターネット上でお客様が入力された情報、あるいは、お電話や書面などの通信手段によりお客様よりご提供された情報を収集し、記録・保存（音声を含む）しています。

その他、Cookieの使用により、お客様のコンピュータ利用環境や、当社ウェブサイトのご利用履歴を収集しています。

#### 【Cookieについて】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のためにCookieを使用しています。Cookieとは、お客様が当社ウェブサイトにアクセスされた際に、お客様のコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客様がどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客様を特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

#### 【SSL対応について】

当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するために、128ビット版SSLを使用しております。詳しくはサイトポリシーの【SSL (Secure Sockets Layer)】をご参照ください。

### 4. 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ・再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・当社関連会社との間で共同利用する場合（「7. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください）
- ・損害保険会社間等で共同利用する場合（「8. 情報交換制度」をご覧ください）

### 5. センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### 6. 情報の安全管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏洩、滅失または毀損が発生しないよう安全管理措置を講じ、万全を尽くしております。また、業務遂行上の必要性から外部業者に業務委託等を行う場合につきましても、委託先等に機密保持義務を課すなどその管理・監督に努めております。

## 7. 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客様に関する「2. 収集する情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社(注)にて、商品・サービスの案内・提供および充実等のために共同利用させていただく場合があります。

(注) 共同利用を行う「当社関連会社」とは、当社の親会社である保険持株会社およびその子会社をいいます。

## 8. 情報交換制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては(社)日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

- ・社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 電話番号：03-3255-1467
- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口 電話番号：03-3233-4141 (内線：614)

## 9. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

当社ではお客様からの各種ご照会等につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。

個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、下記「10. お問合せ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。原則として文書にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料(委任状など)のご提出が必要となります。

お客様からの開示等のご請求に関しまして、別途定める手数料をいただく場合があります。

当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共同利用について、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

## 10. お問合せ窓口

個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止等のご請求、その他のお問合せは、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室：0120-449-669 (フリーコール) (受付時間/月曜日～金曜日 9:00～17:00)  
〒108-8638 東京都港区芝浦 4-19-1 芝浦アークビル

## 11. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である有限責任中間法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

有限責任中間法人外国損害保険協会 事務局  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7F  
電話番号：03-5425-7854  
受付時間 9：00～17：00 (12：00～13：00を除きます) なお、土日祝日は休みです。  
ホームページアドレス：<http://www.fnlia.gr.jp/>

## ⑦セールスポリシー

「金融商品販売等に関する法律」に基づき、当社（および当社所属の損害保険代理店）の勧誘方針を次のとおり公表しますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

- (1) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客様にご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。
- (2) お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるよう常に努力して参ります。
- (3) お客様と直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客様にご理解いただけるよう常に努力して参ります。
- (4) 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力して参ります。
- (5) お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力して参ります。

※ 「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売）の概要については、金融庁ホームページをご覧ください。  
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohuin/index.html>)

## 入院手術保険の保障内容について

### ①入院手術保険の特長としくみ

#### ■病気、ケガによる入院、手術を保障します。

- ・被保険者が傷害を被ったことを直接の原因として入院を開始した場合は、1日につき、その入院日数に対し、保険証券記載の傷害入院保険金日額を傷害入院保険金として被保険者にお支払いします。
- ・被保険者が疾病を被ったことを直接の原因として入院を開始した場合は、1日につき、その入院日数に対し、保険証券記載の疾病入院保険金日額を疾病入院保険金として被保険者にお支払いします。
- ・被保険者が傷害または疾病を被ったことを直接の原因として手術をしたときは、手術1回につき入院保険金の10倍を手術保険金として被保険者にお支払いします。

#### ■無事故判定期間中に傷害入院保険金、疾病入院保険金、手術保険金のいずれのお支払事由にも該当がなかった場合は、保険料払込期間中に限り、無事故戻し金をお支払いします。

- ・入院保険金日額と同額をご契約者にお支払いします。

#### ■保険期間は終身（一生涯）になります。なお、先進医療特約は、80歳までの保障となります。

#### ■保険料払込の免除の取扱いがあります。

- ・所定の障害状態になられたとき、その後に到来する払込期日より保険料を免除します。

#### ■お申し込みは告知のみで医師の審査は必要ありません。

- ・告知のみでお申し込みいただけます。

#### ■保険料払込期間中、この保険の解約返れい金はありません。

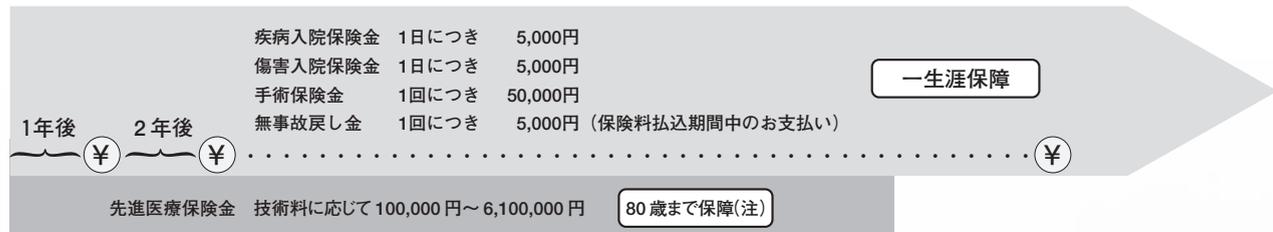
## ご契約のしおり

### ■付帯できる特約があります。

- ・先進医療特約（「アクサダイレクトの入院手術保険」の販売プランは、この特約が付帯されています。）。  
この特約の保険期間は80歳（注）になります。
- ・がん保険料払込免除特約（ご契約時に任意で付帯いただけます。）。

### ■入院手術保険のしくみ（先進医療特約付帯）

- 【ご契約例】 ●保険期間／終身 ●保険料払込期間／100歳 ●入院保険金日額／5,000円  
●先進医療特約付帯(保険期間・保険料払込期間 80歳)



①・・・疾病入院保険金、傷害入院保険金、手術保険金のいずれのお支払い事由にも該当しなかった場合に、1年ごとにお支払いする無事故戻し金

◀ご契約 保険料払込期間 100歳  
保険始期日

(注) 先進医療特約の保険期間は、被保険者が満80歳の誕生日以降最初に到来する年単位の始期応当日の前日までとなります。

## ②入院手術保険の保障内容

入院手術保険(または先進医療特約)からお支払いする保険金のお支払い事由、および保険料払込の免除事由は次のとおりです。

### ■保険金のお支払い事由、および保険料払込の免除事由

保険金などの種類	保険金などのお支払い事由	保険金額など	お支払いなどの限度
疾病入院保険金	責任開始日以後、被保険者が疾病を被ったことを直接の原因として、治療を目的として入院した場合に疾病入院保険金をお支払いします。	保険証券記載の疾病入院保険金日額	1回の入院60日まで 通算の入院日数1,095日まで
傷害入院保険金	責任開始日以後、被保険者が傷害を被ったことを直接の原因として、治療を目的として入院した場合に傷害入院保険金をお支払いします。	保険証券記載の傷害入院保険金日額	1回の入院60日まで 通算の入院日数1,095日まで
手術保険金	責任開始日以後、被保険者が治療を目的として公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および所定の放射線治療による手術を行った場合に手術保険金をお支払いします。	入院保険金日額の10倍	一部の手術を除き、お支払いの限度はございません。具体的な内容につきましては、P22をご確認ください。
無事故戻し金	無事故判定期間中、入院保険金、手術保険金のいずれのお支払い事由にも該当がなかった場合に、1年ごとの無事故判定期間満了後に無事故戻し金をお支払いします。	入院保険金日額と同額	保険料払込期間満了まで(保険料払込中に限りお支払いします。)
先進医療保険金 (先進医療特約)	責任開始日以後、厚生労働大臣が指定する先進医療による療養を受けた場合に、技術料に応じてお支払いします。	所定の技術料に応じて保険証券記載の特約基本金額(20,000円)の5倍から305倍	通算の支払倍率700倍まで
保険料払込の免除	責任開始日以後、被保険者が所定の障害状態(注)に陥ったとき、以降に到来する払込期日より保険料を免除します。	該当時以降のお払込み保険料の免除	保険料払込期間満了まで (免除終了後、保障は継続します。)

(注) 所定の障害状態については「入院手術保険の保障内容について ■保険料払込の免除について」(P24)でご確認ください。

各種保険金などが支払われない場合については、「ご契約に際して③保険金などをお支払いできない場合」(P31)を必ずご確認ください。

### ■入院について

#### (疾病入院保険金のお支払い事由に該当する入院について)

- ・入院とは医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所(注)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術および治療処置をとらなれない人間ドック検査などによる入院は除きます。

(注) 次のいずれかに該当したものをいいます。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)
- 上記aの場合と同等と認められる日本国外にある医療施設

- ・異常分娩(正常分娩以外)のための入院は、疾病を原因とする入院とみなしてお支払いいたします。
- ・2回以上の入院について、1回の入院とみなされた場合、同一原因の各入院日数を合算し、入院保険金のお支払い限度日数(60日)に含めて取り扱います。

## ご契約のしおり

同一の疾病（これと因果関係がある疾病(注)を含みます。）を直接の原因として、2回以上入院した場合（以下例1）。ただし、疾病入院保険金をお支払いした最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、1回の入院とはみなされず、別の入院として取り扱います（以下例2）。

(注) 因果関係がある疾病の例：高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患などの関係

### 例1) 入院①と入院②と入院③が同一の疾病による入院の場合

この場合、通算入院日数は合計86日になりますが、「入院①の退院日と入院②の入院開始日の間隔」および「入院②の退院日と入院③の入院開始日の間隔」が180日を経過していないため、1回の入院とみなして取り扱います。

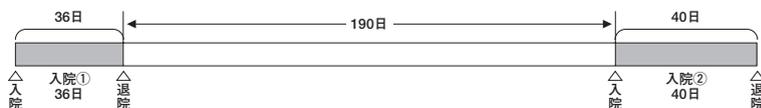
合計お支払い日数は60日(入院①36日+入院②20日+入院③の4日分)となります。(1回の入院についてお支払い限度日数は60日になります。)



### 例2) 入院①と入院②が同一の疾病による入院の場合

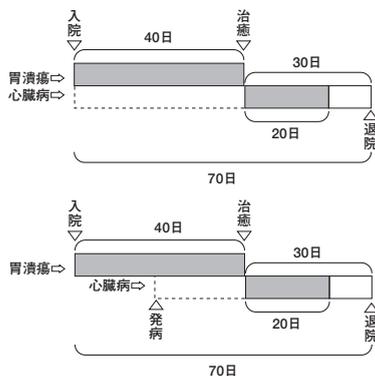
この場合、「入院①の退院日と入院②の入院開始日の間隔」が180日を経過しているため、入院①と入院②は別の入院として取り扱います。

(1回の入院とはみなされません。) お支払い日数は、それぞれ入院①36日、および入院②40日になります。



### (疾病入院保険金のお支払い事由に該当する入院について)

疾病入院保険金のお支払い事由に該当する入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合（以下例1）、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合（以下例2）には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして疾病入院保険金をお支払いします。



### 例1) 入院開始時に異なる疾病、胃潰瘍と心臓病を併発し、40日経過後心臓病の治療に専念し退院した場合

この場合、入院開始の直接の原因となった疾病（胃潰瘍）により70日間継続して入院したものとみなされます。疾病入院保険金のお支払い日数は、60日となります。(1回の入院についてお支払い限度日数は60日になります。)

### 例2) 胃潰瘍で入院中に心臓病を併発し、入院開始から40日経過後心臓病の治療に専念し退院した場合

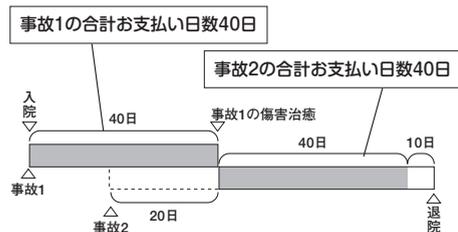
この場合、入院開始の直接の原因となった疾病（胃潰瘍）により70日間継続して入院したものとみなされます。疾病入院保険金のお支払い日数は、60日となります。(1回の入院についてお支払い限度日数は60日になります。)

### (傷害入院保険金のお支払い事由に該当する入院について)

事故を直接の原因として入院を開始した時、またはその入院中に、異なる事故が生じており、支払うべき傷害入院保険金が重複するときは、傷害入院保険金は重複してお支払いしません。この場合、異なる事故による入院については、当初の事故を直接の原因とした入院事由の完治後より、入院保険金をお支払いします。ただし、重複した期間は1回の入院についてのお支払い日数の計算に算入します。

## 例) 事故1を直接の原因として入院を開始し、その入院中に異なる事故(事故2)が生じた場合

事故1と事故2の入院期間が重複している期間(20日)について、傷害入院保険金を重複してお支払いしません。事故2による傷害入院保険金は事故1の傷害治癒後、お支払いします。また、その重複している期間(20日)は事故2の1回の入院のお支払いに関する限度日数に含めます。



- ・ 事故1による傷害入院保険金のお支払い日数は40日となります。
- ・ 事故2による傷害入院保険金のお支払い日数は40日となります。事故2による入院期間は合計70日間(以下の事故2発生以後の20日+40日+10日)となりますが、事故1と重複している期間(20日)があることと、合計のお支払い日数は60日を限度としてお支払いするため、実際のお支払い日数は40日間となります。

## (傷害入院保険金のお支払い事由に該当する入院について)

傷害入院保険金と疾病入院保険金のお支払い事由が重複して生じた場合には、傷害入院保険金が支払われる期間については、疾病入院保険金はお支払いいたしません。

## 例) 事故1を直接の原因として入院を開始し、その入院中に疾病を直接の原因とする入院を開始した場合

傷害が治癒するまでの期間は、傷害入院保険金をお支払いし、重複して疾病入院保険金はお支払いいたしません。

### ■手術について

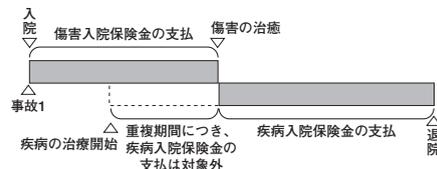
- ・ 手術とは、治療を目的として公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術をいいます。また、医科診療報酬点数表により手術料が算定されない新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射)および悪性新生物温熱療法も手術とみなします。

## (お支払い対象とならない治療など)

- ・ 健康保険などの公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定されない手術は、お支払いの対象になりません。ただし、所定の放射線治療は対象となります。
- ・ 抜釘術(骨折の固定に用いた金属(プレート、ネジ、鋼線など)を取り除く手術)、美容整形上の手術、歯科治療の手術(抜歯術など)、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を目的としない手術、診断、検査目的(生検、腹腔鏡検査など)のための手術はお支払いの対象になりません。

## (お支払い回数に制限がある手術)

- ・ 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術とみなします。
- ・ 次の手術は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。



お支払いの対象としております手術は、当社ホームページ上の「手術・先進医療ナビガイド」にてご検索および詳細内容のご確認をいただけます。

また、ご不明な点などについては当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただけますようお願い申し上げます。

[www.axa-direct.co.jp](http://www.axa-direct.co.jp)

カスタマーサービスセンター

「アクサダイレクトの入院手術保険」

ご契約者様専用フリーコール

0120-937-875

(受付時間 9:00-18:00 土・日・祝日も営業)

# ご契約のしおり

- a. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射が必要になります。）
- b. 悪性新生物温熱療法
- c. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーザーによる近視手術などはお支払いの対象外になります。）
- d. 衝撃波による体内結石破砕術
- e. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭（こうとう）・胸・腹部臓器手術

健康保険法などの法令などの変更によりこの保険契約の条項を変更する必要があるときは、主務官庁の認可を得て、この契約の契約内容（特約を含みます。）を変更することがあります。この場合、当社は、事前に変更内容についてご契約者へお知らせいたします。

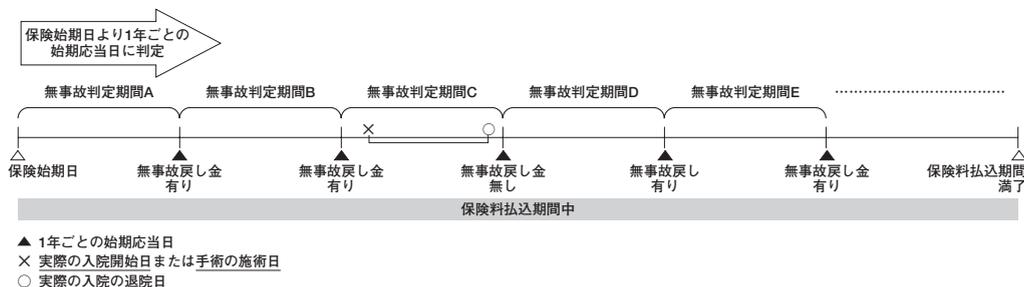
## ■無事故戻し金のお支払いについて

- ・無事故とは、無事故判定期間において、この保険契約の入院保険金および手術保険金のお支払い事由が一切生じていないことをいいます。

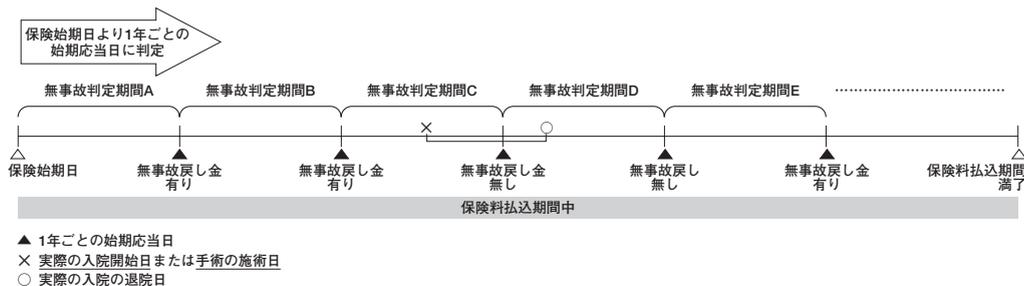
保険金支払の有無は、実際に入院された期間、および手術については施術日を基準に判定します。入院保険金、手術保険金のお支払い請求日または当社の請求書類受理日が基準ではありません。

- ・無事故判定期間とは、無事故戻し金のお支払いの判定に用いる期間をいい、保険始期日からその後の1年ごとの年単位の保険始期応当日の前日までの期間をいいます。
- ・被保険者が無事故判定期間の満了時に無事故であった場合には、保険料払込期間中に限りご契約者に入院保険金日額と同額の金額を無事故戻し金としてお支払いします。
- ・保険料払込の免除事由に該当され、無事故判定期間の満了時において保険料の払込が免除されている場合は、当社は無事故戻し金をお支払いしません。
- ・無事故戻し金を支払った後に保険金支払の請求があり、当該無事故判定期間中の保険金支払であった場合には、無事故戻し金を差し引いて、保険金をお支払いします。

### ケース1



### ケース2



## ■保険料払込の免除について

被保険者が所定の障害状態に該当した場合は、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除します。

### 所定の障害状態

- ・対象となる所定の障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。
  - (1)両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - (2)言語および咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
  - (3)中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身介護を要するもの
  - (4)胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身介護を要するもの
  - (5)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - (6)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - (7)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - (8)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

・「終身介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴の、全部または一部を自分ではできず、常時または随時、他人の介護を要する状態をいいます。

### ・眼の障害（視力障害）について

- a) 視力の判定は、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- b) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。
- c) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### ・言語および咀嚼の機能について

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは次の3つの場合をいいます。

- a) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種類のうち、3種類以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
- b) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- c) 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

(2) 「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

### ・上・下肢の障害について

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ三大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みがない場合をいいます。

## ■先進医療保険金のお支払いについて

- ・療養とは、健康保険法などの法律に定める診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療をいいます。
- ・先進医療とは、健康保険法第63条第2項第3号に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養のうち先進的な医療技術をいいます。
- ・評価療養とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、公的医療保険制度に定める療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。
- ・お支払い事由に該当した場合、保険証券記載の特約基本金額（20,000円）に先進医療による療養に係る技術料に対する支払倍率を乗じた金額をお支払いします（下表参照）。また、通算のお支払いの限度は、累計の支払倍率が700倍までになります。

先進医療に係る技術料	支払倍率
～ 10万円以下	5
10万円超～ 20万円以下	10
20万円超～ 30万円以下	15
30万円超～ 40万円以下	20
40万円超～ 50万円以下	25
50万円超～ 60万円以下	30
60万円超～ 70万円以下	35
70万円超～ 80万円以下	40
80万円超～ 90万円以下	45
90万円超～ 100万円以下	50
100万円超～ 120万円以下	55
120万円超～ 140万円以下	65
140万円超～ 160万円以下	75
160万円超～ 180万円以下	85
180万円超～ 200万円以下	95
200万円超～ 250万円以下	105
250万円超～ 300万円以下	130
300万円超～ 350万円以下	155
350万円超～ 400万円以下	180
400万円超～ 450万円以下	205
450万円超～ 500万円以下	230
500万円超～ 550万円以下	255
550万円超～ 600万円以下	280
600万円超～	305

健康保険法などの法令などの変更によりこの保険契約の条項を変更する必要があるときは、主務官庁の認可を得て、この契約の契約内容（特約を含みます。）を変更することがあります。この場合、当社は、事前に変更内容についてご契約者へお知らせいたします。

お支払いの対象としております先進医療につきましては、当社ホームページ上の「手術・先進医療ナビガイド」にてご検索および詳細内容のご確認をいただけます。

また、ご不明な点などについては当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただけますようお願い申し上げます。

**www.axa-direct.co.jp**

カスタマーサービスセンター

「アクサダイレクトの入院手術保険」

ご契約者様専用フリーコール

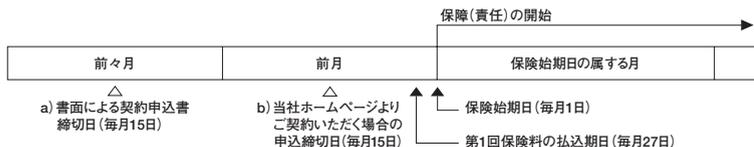
0120-937-875

（受付時間 9：00—18：00 土・日・祝日も営業）

### ③保障（責任）の開始について

#### ■保障は次のときから開始されます。

- ・契約申込書など契約関連書類をご提出いただきました後（注1）、ご契約の引受に関する通知および第1回保険料の払込のご案内を通知します。
- ・保障の開始日（保険始期日）は第1回保険料払込期日（27日（注2））の翌月1日になります。
- ・第1回保険料の払込みがない場合には、当会社はこの保険契約を解除することができます。



（注1）当社ホームページ（インターネット）よりお申し込みいただく場合は、書類のご提出に代えて、契約申込画面への所要事項の入力になります。

（注2）この日が金融機関などの休業日である場合は、翌営業日になります。

### ④保険契約内容の変更などについて

入院保険金日額を減額させたり、付帯されている特約のみを解約することができます。

- ・ご契約者は、当会社規定に従い、保険期間の途中で入院保険金日額を減額することができます。入院保険金日額を減額されますと同時に、手術保険金額、無事故戻し金額も減額になります。この場合、保険証券に契約内容変更後の保障内容を裏書きいたします。
- ・ご契約者は、当会社規定に従い、保険期間の途中でご契約時に付帯されております特約を任意に解約することができます。この場合、保険証券に契約内容変更後の保障内容を裏書きいたします。
- ・減額または特約の解約に伴い、減額および特約の解約後の払込み保険料も減少します。
- ・当社は、入院保険金日額の増額や特約の中途付帯のお取り扱いはありません。

### ⑤特約について

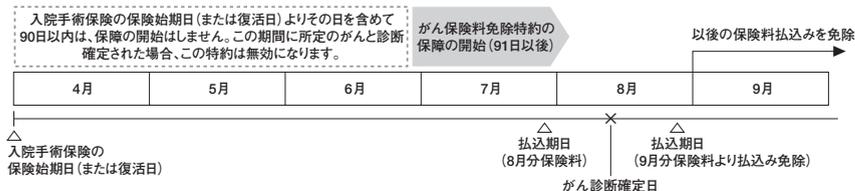
入院手術保険に付帯できる特約は以下のとおりです。

#### ■先進医療特約

- ・入院手術保険の保障内容のページ（P25）をご参照ください。

#### ■がん保険料免除特約

##### ●保障（責任）の開始および保険料払込の免除について



## ご契約のしおり

被保険者が入院手術保険の保険始期日（または復活日）からその日を含めて91日以後に、所定の悪性新生物（がん）に初めて罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する保険証券記載の払込期日に払い込むべきこの保険契約（普通保険約款および付帯される特約）の保険料の払込みを免除します。

### ●保険料払込の免除事由となるがんの定義

・「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」の分類にもとづく以下の悪性新生物をいいます。

### (がん保険料免除特約 別表より)

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00-C14
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	皮膚の黒色腫	C43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81-C96
	独立した原発性多部位の悪性新生物	C97

・上皮内がん（上皮内新生物）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象とはなりません。

### ●がんの診断確定とは

病理組織学的所見（生検、剖検）により医師によってなされたものをいいます。病理組織学的所見が得られない場合には、その他の所見であっても医師によってなされたものであれば診断確定とみなします。

### ●責任開始日からその日を含めて90日以内のがん診断確定によるこの特約の無効

被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内に、所定の悪性新生物（がん）に初めて罹患したと医師により診断確定されたときは、この特約は責任開始日に遡り無効とし、この特約が付帯されていないご契約とします。その場合、当社は、この特約部分の保険料をご契約者に返還します。

## ■インターネット等による通信販売に関する特約

### ・適用される場合

当社ホームページなどからインターネットなどの情報処理機器を通じてお申込みいただく場合に適用されます。

### ・保険契約の申込み

当該申込についての「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり」の内容をご了承のうえ、インターネットなどの情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社へ送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。

### ・保険契約の承諾

当社が契約申込画面の送信を受けたときは、当該保険契約引受の可否を審査し、お引受けを行うものについては、ご契約者に対して契約確認画面を送信することによりお引受け契約の内容を通知します。

### ・保険料の払込み方法

- ・インターネットなどから保険契約を申込みされる場合は、保険料の払込み方法はクレジットカード払のみになります。またご契約時に「クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項」が自動付帯されます。
- ・ご契約者は、契約申込画面に従い、クレジットカード情報などの入力を行う必要があります。特約条項の内容につきましては、保険証券送付時に同封しております特約条項「インターネット等による通信販売に関する特約」「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」をご確認ください。

## ■通信販売に関する特約

### ・適用される場合

当社カスタマーサービスセンターを経由して送付いたしました所定の保険契約申込書に所要の事項を記載し、当社に返送いただくことにより、保険契約の申込みをする場合に自動付帯される特約です。特約条項の内容につきましては、保険証券送付時に同封しております特約条項「通信販売に関する特約」をご確認ください。

## ■クレジットカードによる保険料支払に関する特約

### ・適用される場合

保険料の払込み方法について、当社指定のクレジットカード会社を通じて保険料をお支払いいただく場合に適用されます。特約条項の内容につきましては、保険証券送付時に同封しております特約条項「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」をご確認ください。

## ご契約に際して

### ①健康状態などの告知義務について

#### ■告知義務と告知の方法について

##### ・告知義務とは

ご契約者および被保険者になられる方には、「過去の病歴」、「現在のご健康状態」、「ご職業」、「他の会社の同種の保険契約」などの重要な事柄について、ありのまま正しく告知していただく義務があります。保険制度は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが他の方と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保てなくなります。

##### ・告知の方法

- ・書面によりご契約をお申込みの場合は、当社所定の告知書へご記入、ご署名、ご捺印のうえ、郵送にてご提出ください。
- ・インターネットよりご契約をお申込みの場合は、インターネットの契約情報画面上に表示される告知内容について被保険者ご自身がありのままを入力し、内容を十分にご確認のうえ送信してください。
- ・お電話による口頭でのお申し出、FAX、Eメールなどでのお申し出はできません（告知いただいたことになりません）のでご注意ください。

##### ・ご契約後の「告知書の写し」のご確認について

当社がご契約をお引受けした場合には、第1回保険料の振替後（クレジットカードによるお払い込みを含みます。）にお送りする保険証券と同時に、お申し込みの際ご記入またはご入力いただいた告知書の写しを送付します。内容に相違ないか再度ご確認のうえ、大切に保管ください。

告知書の写しの内容が、万が一事実と相違していた場合には、告知内容の更正などのお手続きをお取りいただく必要がございますので、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

##### ・保険金請求時などの確認について

ご契約のお申込後または保険金のご請求および保険料払込の免除の請求の際、当社または当社が委託している者が、告知いただいた内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがございますので、ご了承ください。

##### ・告知内容に応じたご契約のお引き受けについて

当社は他のご契約者との公平性を保つため、既往症・体格（身長・体重）・ご職業などによってはご契約をお断りすることがあります。

#### ■告知が事実と相違する場合（告知義務違反）について

- ・告知いただく内容は、告知書（インターネットによるご契約の場合は契約申込画面）に質問事項として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合は、当社は、責任開始日（復活日を含む）より2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ・責任開始日（復活日を含む）から2年経過後であっても、保険金のお支払い事由および保険料払込の免除事由が2年以内に生じていた場合には、当社がご契約を解除することがあります。
- ・当社がご契約を解除した場合には、たとえ保険金のお支払い事由が発生していても、お支払いすることはできません。

また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料払込みを免除することはできません。ただし、「保険金のお支払い事由または保険料払込の免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払い、または保険料の払込みを免除することがあります。

- ・上記にかかわらず、特に重大な告知義務違反の場合（注）には当社をご契約を無効とすることがあります。

（注）例えば、「現在の医療水準では治療が困難または入院などの可能性が極めて高い疾患の既往症・現症について故意に告知されなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、保険始期日からの年数を問いません。またすでにお払込みいただいた保険料は返還いたしません。

## ■告知内容の更正の申出について

- ・ご提出いただきました告知書のご記入またはご入力いただいた告知内容が、万が一、事実と相違していた場合には、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡のうえ、告知内容の更正を当社所定の書面でお申込みください。

- ・次の①②のいずれも満たす場合には、告知義務違反による解除の適用はいたしません。

①保険金をお支払いする事由、または保険料の払込みを免除する事由が発生する前に当社へお申出いただくこと

②更正をお申出いただいた告知内容を、あらかじめご契約の際に当社に告げられていたとしても、ご契約をお引受けしていたと当社が承認すること

（注）上記①②の条件のいずれかを満たさない場合には、告知内容の更正をいただいても、告知義務違反としてご契約の解除をすることがございますのでご注意ください。

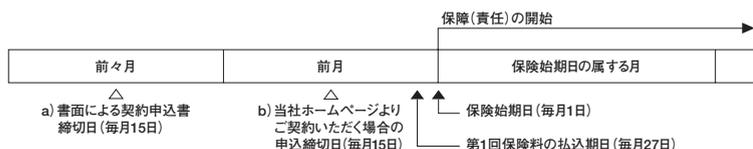
## ②保険料の払込みについて

### ■保険料払込方法について

保険料はすべてのご契約について月払でお払込みいただき、払込みの方法は、当社と提携している金融機関による口座振替払または当社と提携しているクレジットカード会社を通じたクレジットカード払になります。

### ■保障の開始日と第1回保険料の払込みについて

保障の開始日（保険始期日）は第1回保険料払込期日（27日（注））の翌月1日になります。



（注）この日が金融機関などの休業日である場合は、翌営業日になります。

## ■第2回以降保険料の払込みについて

### ・お払込み方法

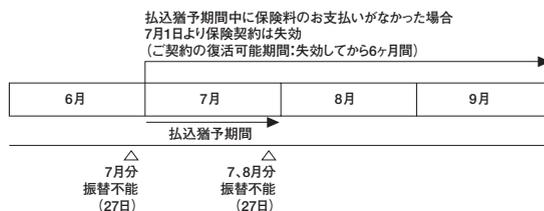
第2回以後保険料については、保険始期日の属する月の保険証券に記載された払込期日（原則として毎月27日）に、ご指定の口座からの振替またはご指定のクレジットカードによりお払込みいただきます。

### ・保険料が払込まれなかった場合

残高不足、口座解約などにより、第2回以降保険料が払込まれなかった場合には、保険証券に記載の払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。払込猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約は当該払込期日の翌月初日から効力を失います（ご契約の失効）。この場合、当該払込期日の翌月初日以後に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いいたしません。また、保険料払込の免除事由に対しても、保険料払込の免除をいたしません。

### ・ご契約の復活

・ご契約者は、保険契約の効力を失った日からその日を含めて6ヶ月以内ならば、当社の定める手続きをとっていただくうえ、ご契約の復活を請求することができます。この場合、あらためて告知をいただくとともに、失効期間中に払込みいただけなかった保険料を所定の期日までにお支払いいただきます。



・当社が復活を承諾したときは、失効期間中に払込みいただけなかった保険料を受け取った時からご契約の責任を負います。この場合、ご契約の責任を開始する日を「復活日」といいます。

(注) ご契約の復活手続きの際にも、健康状態などの告知義務が適用されます。したがって、告知内容などによってはご契約を復活できない場合や、告知義務違反があった場合にはご契約が解除されることがありますのでご了承ください。また、ご契約が復活した場合であっても、復活日前に病気、ケガなどのお支払い事由に該当されている場合は、保険金のお支払いまたは保険料払込の免除をいたしません。

## ■保険料控除について

払込みいただいた保険料は、生命保険控除の対象となります。(平成19年11月1日現在)  
控除証明書につきましては、当社より毎年所定の時期にご契約者住所宛送付します。

## ③保険金などをお支払いできない場合

### ■入院手術保険および各特約に共通の保険金をお支払いできない場合

次のいずれかに該当する場合は、入院手術保険および付帯されている特約ともに保険金をお支払いしません。また、保険料払込の免除事由に該当した場合でも保険料払込の免除はいたしません。詳しくは、保険証券に同封の普通保険約款および特約条項をご確認ください。

### ・責任開始日（保険始期日）前の疾病や傷害の事故を原因とする場合

※がん保険料免除特約のがんに対する保障は、保険始期日からその日を含めて91日目から保障の責任を開始します。

・次のいずれかによって生じた疾病または傷害の事故を原因とする場合

- (1) ご契約者または被保険者の故意
  - (2) 保険金を受け取るべき者の故意
  - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - (4) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
  - (5) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とするもの
  - (6) 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。
  - (7) 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用によるもの
  - (8) 被保険者に対する刑の執行
  - (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - (11) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (12) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (13) 第11号以外の放射線照射(傷害または疾病の治療の場合を除きます。)または放射能汚染
  - (14) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものを原因とする場合
- ・入院先が普通保険約款で定める医療機関でない場合(介護療養型医療施設など)
  - ・被保険者に告知義務違反があった場合
  - ・ご契約が詐欺行為により無効となった場合
  - ・ご契約時または復活の際に、ご契約者が保険金支払事由または保険料払込の免除事由をすでに知っていた場合
  - ・ご契約が失効となった場合(月払保険料の振替不能による失効を含みます。)

#### ④解約と解約返れい金について

■保険料払込期間中、入院手術保険および付帯されている特約を解約された場合、解約返れい金はありません。

- ・入院手術保険
  - ・保険料払込期間中 : 解約返れい金はありません。
  - ・保険料払込期間経過後 : 入院保険金日額<sup>(注)</sup>の10倍を解約返れい金としてお支払いします。(保険料払込期間満了の日までの保険料が全額払い込まれていることを要します。)
- (注) 保険期間の途中で、入院保険金日額を減額された場合は、減額後の入院保険金日額が適用されます。
- ・先進医療特約
  - ・保険料払込期間、保険期間を通じて解約返れい金はありません。
- ・がん保険料免除特約
  - ・保険料払込期間、保険期間を通じて解約返れい金はありません。

■入院手術保険を解約されますと、付帯された各特約も同時に解約となります。

ご契約いただいております保険契約は、お客様とご家族にとって大切な財産になります。是非最後までご継続を検討ください。やむを得ずご解約される場合は、当社カスタマーサービスセンターまで解約請求書をご請求ください。

## ⑤保険金などのお支払い事由に該当された場合

### ■保険金などの請求手続きなどについて

- ・保険金のお支払い事由または保険料払込の免除事由に該当された場合は、速やかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- ・被保険者が保険金など（保険金、または保険料払込の免除）を請求できない特別な事情があるときは、次の各号に掲げる者のいずれかの者が当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金の請求をすることができます。

- ① 被保険者と同居し、または生計を共にする戸籍上の配偶者
- ② ①に該当する方がいない場合には、被保険者と同居し、または生計を共にする3親等以内の親族
- ③ ①および②に該当する方がいない場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等以内の親族

- ・保険金などで請求に必要な書類については、普通保険約款別表1、別表2をご確認ください。
- ・保険金などのお支払いの際、当社の担当者または当社が委託している者が確認させていただくことがあります。確認に際し、正当な理由なくご回答をいただけなかったり、同意いただけない場合、その確認が終わるまで保険金などのお支払いはできません。
- ・保険金の非課税扱いについて  
入院保険金、手術保険金は、受取人が次に該当する場合、全額非課税となります。  
(受取人) 被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計をともにするその他の親族
- ・なお、ご契約者がお受け取りになる無事故戻し金は、非課税とはならず、所得税（一時所得）・住民税の対象となります。

記載の税務についてのお取扱いは、平成20年3月1日現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、この取扱いは将来変更される可能性があります。

## ⑥その他

### ■損害保険募集人について

本商品の保険募集におきましては、当社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しておりません。従いまして、お引き受けの可否につきましては当社で判断させていただきますのでご注意ください。

### ■適用される特約

#### ■ご契約時に必ず付帯される特約

先進医療特約／通信販売に関する特約（保険契約申込書の郵送による申込の場合）／インターネット等による通信販売に関する特約（インターネットでご契約された場合）／クレジットカードによる保険料支払に関する特約（クレジットカード払いをご選択の場合）

#### ■ご契約時に任意で選択いただける特約

がん保険料免除特約



<http://www.axa-direct.co.jp>

カスタマーサービスセンター

.....  
「アクサダイレクトの入院手術保険」  
ご契約者様専用フリーコール

 **0120-937-875**

受付時間:9:00～18:00(土・日・祝日も営業)

.....  
ご契約を検討中のお客様

 **0120-937-944**

受付時間:9:00～18:00(土・日・祝日も営業)

.....  
アクサ損害保険株式会社

〒108-8638

東京都港区芝浦4-19-1